様式２

指定管理者の管理運営に関する総括評価票

所　　管　　課	商工政策課
評 価 対 象 期 間	令和4年4月1日 ～　令和8年3月31日

Ⅰ　指定概要

施設概要	名　　称	八代市高等職業訓練校
	所 在 地	八代市清水町2-94
	設置目的	職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づく認定職業訓練等の用に供するため
指定管理者	名　　称	職業訓練法人　八代職業訓練運営会
	所 在 地	八代市清水町2-94
指定管理業務の内容		(1) 施設の利用の許可及びその取消しに関する業務 (2) 施設の維持管理に関する業務 (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が施設の管理上必要と認める業務
指　定　期　間		令和4年4月1日 ～ 令和9年3月31日　　5年

Ⅱ　利用状況

	令和7年度（評価対象期間の最終年度）	令和4年度（評価対象期間の初年度）	増減 ※評価対象期間の最終年度と初年度との比較
開館日数	216	276	▲ 60
施設利用者数	2,592	3,914	▲ 1,322
施設稼働率	59.17	75.61	▲ 16
事業参加者数	2,592	3,914	▲ 1,322

Ⅲ　収支状況（評価対象期間全体）※最終年度は入れない。

（単位：千円）

	予　算	決　算	効果額	備　考
収　入	8,700	11,220	2,520	
会費	188	185	-3	
助成金	8,493	10,812	2,320	
雑収入	20	223	203	
支　出	8,700	11,220	-2,520	
旅費	80	0	80	
交際接待費	120	20	100	
会議費	80	111	-31	
一般需用費	2,000	1,927	73	
負担金	170	134	36	
福利厚生費	800	334	466	
役務費	800	786	14	
事務職給与	2,220	3,327	-1,107	
雑費	210	2,255	-2,045	

	教務職員給与	2,220	2,327	−107	
収　　支		0	0	0	

Ⅳ　評価結果

評価項目及び評価のポイント	配点	評価レベル	得点
1　当該公の施設の設置目的の達成に関する取組み	30		21
（１）サービス向上の実現に向けた具体的な取組み	15	3	9
①開館時間、休館日の運用			
②稼働率			
③利用者数			
④自主事業			
⑤広報計画			
⑥その他自主的な取組			
（２）利用者満足度	15	4	12
①意見・ニーズの把握、反映			
②苦情対応			
③情報提供			
［評価の理由］			
広報周知についてはHP等で行っている。社会情勢の変化などから認定訓練の受講生が減少している。自主事業についても訓練生の減少から休止状態となっている。大きな苦情はなし。			
2　管理経費縮減に関する取組み	20		18
（１）経費節減のための工夫と効率的な運営の仕組み	10	5	10
①経費節減の取組			
②会計処理			
（２）収入の増加	10	4	8
①収入状況			
［評価の理由］			
経費の増加については退職金の支払いによるものが大きい。その他の経費は物価の高止まりしているが、削減できている。収入面では予算額より決算額が増加している。			
3　当該公の施設の管理を安定して行うために必要な取組み	25		23
（１）施設管理手法及び維持管理体制	15	5	15
①適正な人員配置			
②勤務者の教育・研修			
③施設・設備、備品の管理（点検や修繕等）			
④清掃業務			
（２）平等利用、安全対策、危機管理体制など	10	4	8
①緊急事態の対応（準備）			
②個人情報の保護			
③施設・設備、備品の管理（点検や修繕等）			
④守秘義務			
⑤文書の整理保存			
［評価の理由］			
1日2回以上の日常点検を行い、小破損等は可能な限り職員が対応。毎日お昼休み後に受講生による10分間の掃除時間を設け、施設や設備については適正に管理されている。訓練生には入校時に避難場所や避難器具の設置場所等の指導を実施している。			

4　その他の取組み	25		18
（１）市民に親しまれる施設にする為の取組み ①地域との連携（関係） ②他の市民利用施設との連携	15	4	12
（２）地域雇用への配慮 ①市民採用・再雇用 ②地元業者委託	10	3	6
［評価の理由］ 例年、こども科学フェアや妙見祭保存修復事業へ参加していたが、受講生の減少から令和7年度から参加していない。修繕等は可能な限り地元業者へ委託している。			
合　　計	100		80

【総合評価結果】

合計得点	８０	評価ランク	B

【評価レベル】

評価レベル	乗　率	内　容	備　考
5	100%	良　い	目標(計画)を大幅に上回り、優れた管理運営がなされている
4	80%	↑	目標(計画)を上回る管理運営がなされている
3	60%	普　通	目標(計画)通り適性に管理運営がなされている
2	40%	↓	目標(計画)を下回る管理運営がなされている
1	20%	↓	目標(計画)を大幅に下回る管理運営がなされている
0	0%	適切でない	不適切な管理運営がなされている

【各評価項目の得点の算出方法】

各評価項目の得点　＝　各評価項目の配点　×　評価レベル（乗率）

【総括評価】

Ａ：総合評価の結果、特に優れていると認められる
（合計得点が９０点以上）
Ｂ：総合評価の結果、優れていると認められる
（合計得点が８０点以上９０点未満）
Ｃ：総合評価の結果、適性であると認められる
（合計得点が６０点以上８０点未満）
Ｄ：総合評価の結果、努力が必要であると認められる
（合計得点が２０点以上６０点未満）
Ｅ：総合評価の結果、かなりの努力が必要であると認められる
（合計得点が２０点未満）

【次回選定時の措置】

Ａ評価の指定管理団体は、審査項目の一部に配点合計の１０％を加点する。
Ｂ評価の指定管理団体は、審査項目の一部に配点合計の５％を加点する。
Ｃ評価の指定管理団体は、加点・減点を行わない。
Ｄ評価の指定管理団体は、審査項目の一部に配点合計の５％を減点する。
Ｅ評価の指定管理団体は、審査項目の一部に配点合計の１０％を減点する。

※複数の施設について、一括して指定管理者を公募する場合は、各施設の「指定管理者の管理運営に関する総括評価表」総合評価結果の合計得点の平均点により評価ランク（Ａ～Ｅ）を決定する。